

審 査 基 準

平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日作成

法 令 名	: 遺失物法施行令
根 拠 条 項	: 第 5 条第 5 号
処 分 の 概 要	: 特例施設占有者の指定
原 権 者 (委 任 先)	: 島根県公安委員会
法 令 の 定 め	: <ul style="list-style-type: none">・ 遺失物法第 1 7 条 (特例施設占有者)・ 遺失物法施行令第 5 条第 5 号 (特例施設占有者の要件)・ 遺失物法施行規則第 2 8 条第 1 項 (申請)・ 遺失物法施行規則第 2 8 条第 2 項 (申請書の提出)・ 遺失物法施行規則第 2 8 条第 3 項 (申請書の添付書類)
審 査 基 準	: <p>遺失物法施行令第 5 条第 5 号イ</p> <p>法第 4 条第 2 項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が前各号に掲げる者に準じて多数に上ると認められるとは、当該施設における推定による 1 か月間の法第 4 条第 2 項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が遺失物法施行令第 5 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者に係る施設における 1 か月間の法第 4 条第 2 項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の平均的な数と同等以上であることをいう。</p> <p>遺失物法施行令第 5 条第 5 号八</p> <p>法第 4 条第 2 項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であるとは、物件の滅失、き損、盗難等を防ぐため、堅固で施錠が可能な保管用の設備を有するなど物件を適切に保管し得る施設を保有し、並びに物件の保管に係る責任者及び保管する物件の多寡に応じて必要と認められる数の専従又は兼務の保管に係る事務の担当者を配置している者であることをいう。</p>
標 準 処 理 期 間	: 申請書を受理した日から 4 0 日以内
申 請 先	: 島根県内各警察署
問 い 合 わ せ 先	: 島根県警察本部警務部会計課
備 考	: